

発行者:ユニオンネット・埼玉

組合事務所:〒346-0005 久喜市本町 6-12-25

発行責任者:渋谷晃次

電話:080-5504-5801 FAX:0480-31-6500

Eメール:info@union-saitama.org

HP: http://union-net-saitama.org



ユニオンネット埼玉

残業代未払いで、団体交渉 ブラック企業の体質に怒

元塾講師のSさん、残業代未払
社長のパワハラで一時精神病に
ブラック企業に怒

9月、東京の「お互いさま」から、「埼玉の熊谷市の女性から相談を受けたが、ユニオンネット・埼玉の方が企業もそちらにあると言っているの、お願ひできますか。」との相談があり、早速、その女性とコンタクトを取って、9月17日、浦和パルコで9階で、労働相談を渋谷・矢島の2人で、行いました。S/Mさん(27歳)、株式会社(資本金300万円)G・Bという塾関係の会社、その他パソコン、ピアノ・英語等の塾経営を行う会社です。

彼女は平成24年11月から平成27年3月まで、2年4カ月勤務。その間、1年8カ月がアルバイトで、平成26年7月1日に社員となりました。

●職務内容の変更● 平成26年5月から教室長として勤務していたが、受験期の27年1月23日に、本部によばれて、口頭で教室長を解任されます。

●身分の変更● 塾という業態にもかかわらず、公立高校受験1か月前に降格。さらに教室長を務めていた校舎には関われないような異動命令(配置転換)がメールでありました。

●生徒・保護者の動揺● 動揺した連絡が、生徒・保護者から自分の携帯や自宅にかかってきました。会社からは、異動通知や配置転換の連絡は、お客さんにはないということでした。

●教室長の解職の理由● 業務の遅れ? 服装の乱れ? 体調不良の会議欠席。しかしこれら3点は、他の社員も同様であり、公平性に疑問があります。

●差別扱い● 全社員出席の会議にも、出席の必要なしと差別的扱いを受けました。

●就業規則がない?● 閲覧が出来ないし見たこともない状態で、みられる環境ではありません。

●労働条件が守られない● 有給休暇が取れない



社風で、残業代なし、賞与なし、1日の休憩1時間がまともに取れない状態である。

●講習期間中は、まるで奴隷扱い● 朝9時~よる21時30分まで授業があり、さらに清掃や生徒管理等の業務のため、実際は0時近くまで勤務。どれだけ売り上げても残業なし、賞与なしです。

●体は、当然ボロボロに● 会社の処遇によりストレス、取り締まりの高圧的な物言いによるフレッシュバック(心理現象)、それらの心的負担を要因による月経痛の悪化、不眠症、脱毛の増加、また、会社からの連絡がメールでなくて携帯への連絡のため、メールや電話が恐怖を感じるようになり着信音すると心拍数の上昇により、動悸が止まらない状況です。(今は会社を辞めたので、このようなことは起こっていません)

●内容証明で、残業代請求● いまだに残業代は振り込まれていません。(別途、配達証明で、出勤記録を配達済みですが、タイムカードではなく、個人的な手帳に時間記録という形で残してあります。)

●労基署に申告● 内容証明と労基署に対し深刻で、残業代を請求しました。

●会社の回答は和解金提示● 会社は和解金の提示のみで合意には至っていません。



●社長は、「肯定も否定も出来ない」とうそづく●

桜井さんの手帳の残業時間の記録を見て、労基署の監督官に言ったそうですが、では経営者としての義務である、残業時間の把握を全然していなかったのは大きなミスであり、従来からの判例でも、労働者の記録した労働時間は証拠の一つとして認められているのが通例であると言われていました。

●2年間で約200万円の未払い分● これはアバウトですが、ただ毎日の「日報」として、校舎のパソコンからメールで報告を送っていたので、社長は退勤時間を知らないはずがありません。

●証拠は残っているはず● 社長の個人的なパソコン、直営の5校舎へ送信していたメールが残っているはずです。

●証拠隠滅され、労基署で、しらを切りとおしたに違いないのです。●

要求書をブラック企業へ

これらを基に対G・Bに要求書を作成し、10月28日に要求書を提出しました。

①残業代の未払い分について要求額1,925,187円（詳細は団体交渉の席上で提出します。）

②上記の残業代の要求にいまだに支払われていない事実にもとづき遅延損害、心因的「不安神経症・不眠症」等の精神的苦痛、治療費、差別的扱いに対する慰謝料を要求する

③その他

団体交渉の日程について、

2015年11月9日（月）午後1時

2015年11月9日（月）午後18時

2015年11月10日（火）午後18時

場所は熊谷市の公共施設です。

のりりくらの団交拒否！

まず、こちらの団交日を断ってきました。この日は出張で忙しくだめです。11月中は予定は難しく、12月の25日・28・29日なら多少の時間が取れます。と言ってきました。

明らかに逃げていることが感じられました。

すでに、Sさんの残業代未払い分の10月分が時効によって消滅させられているのです。悪質な企業は

どんどん残業代未払い分の時効が来てしまえばまた1カ月分が消滅してしまうということが起こってしまうのです。今度は来年の2月を過ぎてしまうとまた1カ月分が消滅するというシステムになっているので、いずれの段階で、裁判所か労働審判に提訴しなければ、ストップすることが出来ないのです。

ユニオンネット・埼玉としては、企業の社長が、意識的に、団交を引き延ばしているとの確信がありましたので、去る11月10日に、Sさん・矢島副委員長、澁谷委員長の3人で、企業の本部にノウハウで尋ね直接・社長本人と団体交渉を、以前に本人が指定した11月19日13:30~15:00の間で、都内の池袋・浦和、北区あたりの会議室を借りて行くと約束し、11月11日に、渋谷まで連絡すると言ったが、11日の夜中の23:23にメールで返事がありました。確かに11日に間違いはないのですが。常識外

11月19日（木）第1

■ 2015年11月19日【木】13:30~

■ 場所：MS&BB 池袋西武横店・6号室

今回は、8名でいっぱいになってしまう会議室ですので、4名(Sさん・澁谷・矢島・高田)で団交を行います。2回目からは、多くの執行委員、組合員の参加をお願いするところです。

これからの団体交渉は、12月にも1・2回はやりたいと思っています。相手があることなので、あくまで予定として、12月2日(水)・12月9日(水)・12月16日(水)を考えていますので、予定してください。メインの要求は、残業代未払いですが、交渉過程で他の慰謝料や損害賠償、未払い分の経過日数の損失利息等のことなどが出てくることも予想されますが、Sさんの意に沿った形で、頑張りたいと思います。

